２０２１年４月現在

定額複利預金規定

第１章　非自動継続型

１．（預金の支払時期等）

（１）定額複利預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応答日後の任意の日に利息とともに支払います。

（２）前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６か月後の応答日から預金証書記載の最長お預かり期限までの間に、１万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が３００万円を超える場合には、３００万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長お預かり期限以後に支払う場合には最長お預かり期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

① ６か月以上１年未満　別紙記載の「６か月以上１年未満」の利率
② １年以上２年未満　別紙記載の「１年以上２年未満」の利率
③ ２年以上３年未満　別紙記載の「２年以上３年未満」の利率
④ ３年以上４年未満　別紙記載の「３年以上４年未満」の利率
⑤ ４年以上５年未満　別紙記載の「４年以上５年未満」の利率
⑥ ５年　別紙記載の５年の利率

（２）この預金の最長のお預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利息によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により預入日の６か月後の応答日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第２章　自動継続型

１．（自動継続）

（１）自動継続定額複利預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、預金証書記載の最長お預り期限に自動的に定額複利預金として継続します。

継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときはその最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長お預り期限以後に支払います。

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応答日（継続をしたときはその継続日の６か月後の応答日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

（２）前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６か月後の応答日から最長お預り期限までの間に、１万円以上の金額で請求してください。

ただし、この預金の元金金額が３００万円を超える場合には、３００万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記１．（２）の利率。）によって６か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

① ６か月以上１年未満　別紙記載の「６か月以上１年未満」の利率
② １年以上２年未満　別紙記載の「１年以上２年未満」の利率
③ ２年以上３年未満　別紙記載の「２年以上３年未満」の利率
④ ３年以上４年未満　別紙記載の「３年以上４年未満」の利率
⑤ ４年以上５年未満　別紙記載の「４年以上５年未満」の利率
⑥ ５年　別紙記載の５年の利率

（２）継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

（３）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組み入れます。

（４）解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

（５）継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金

とともに支払います。

なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（６）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により預入日の６か月後の応答日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（７）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第３章　規定の適用

１．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定、休眠預金活用法に関する規定および盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約により取扱います。

以上